

提案条例等説明資料

(追加提出分)

平成30年12月
浜田市議会定例会

提案条例説明資料

担当部名称 議会事務局

1	議案番号	発議第3号
2	題名	浜田市議会の会期等に関する条例
3	目的・理由	地方自治法第102条の2第1項の規定に基づき、議会の会期を通年とするため、条例を制定するものです。
4	概要	<p>1 議会の会期（第1条） 11月1日から翌年の10月31日まで。ただし、議員の任期が満了したとき、議会が解散されたとき、一般選挙後の最初の議会等については、この限りでない。</p> <p>2 定例会（第2条） (1) 12月1日 (2) 2月24日 (3) 6月15日 (4) 9月1日 ※ その日が休日のときは、当該休日前後において直近の休日でない日とする。 ※ 議長は、付議する議案等の審議の都合その他の事情により必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 平成31年4月1日</p> <p>2 会期の特例 施行日以後最初の議会の会期は、平成31年4月1日から同年10月31日までとする。</p> <p>3 浜田市議会の定例会の回数を定める条例の廃止 会期が通年となることに伴い、浜田市議会の定例会の回数を定める条例は、廃止する。</p> <p>4 浜田市議会基本条例の一部改正 会期が通年となることから調査会を廃止することに伴い、関係する規定を改正する。</p>

提 案 説 明 資 料

担当課名称 議会事務局

1	議案番号	発議第 4 号
2	題 名	浜田市議会会議規則の一部を改正する規則
3	目的・理由	地方自治法第 102 条の 2 第 1 項の規定に基づき、議会の会期を通年とするため、所要の改正を行うものです。
4	概 要	議会の会期を通年とすることに伴い、以下改正等を行う。 1 会期に関する規定の削除（第 4 条～第 6 条） 会期の決定、延長、閉会に関する規定を削除する。 2 一事不再議の扱い変更（第 14 条） 同一会期中から第 19 条に規定する会議ごとの議事日程に係る期間中へ変更する。 3 議事日程の作成及び配布の変更（第 19 条） 議事日程の配布を浜田市議会の会期等に関する条例第 2 条に定める定例日を初日として開く会議その他の会議ごととする。 4 発言の取消又は訂正の変更（第 61 条） 会期中としていた期間を第 19 条に規定する会議ごとの議事日程に係る期間中に変更する。 5 会議録の記載事項等の対象の追加（第 79 条） 第 19 条に規定する会議ごとに作成することを追加する。 6 閉会中の扱いの削除（第 84 条、第 92 条、第 93 条） 通年の会期とすることに伴い、第 84 条（議員の派遣）、第 92 条（議長及び副議長の辞職）及び第 93 条（議員の辞職）中にある閉会中の扱いを削除する。 7 調査会の削除（第 107 条） 調査会の廃止に伴い、別表から総務文教調査会、福祉環境調査会、産業建設調査会、予算決算調査会及び議会広報広聴調査会を削除する。
5	施行期日等	平成 31 年 4 月 1 日

提案条例説明資料

担当課名称 議会事務局

1	議案番号	発議第5号
2	題名	浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	地方自治法第102条の2第1項の規定に基づき、議会の会期を通年とすること、機構の見直し及び会派構成の変更に伴い所要の改正を行うものです。
4	概要	<ol style="list-style-type: none">1 常任委員会所管の変更（第2条第1項） 総務文教委員会の所管から財務部を削る。2 議会運営委員会の定数の変更（第2条第3項） 議会運営委員会の定数を9人から10人とする。3 委員の選任（第7条） 閉会中における規定を削る。4 閉会中の継続審査（第40条） 会期を通年とするため、見出しの閉会中を委員会に改め、本文中の閉会中を次の会期においてと改める。
5	施行期日等	平成31年4月1日。ただし、議会運営委員会の定数の改正規定は公布の日

提 案 説 明 資 料

担当部名称 議会事務局

1	議案番号	発議第6号
2	題名	専決処分事項の指定についての一部を改正する指定
3	目的・理由	地方自治法第102条の2第1項の規定に基づき、議会の会期を通年とすることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行わなくなることから、4つの事項について、地方自治法第180条第1項の規定により追加指定するものです。
4	概要	追加する事項 1 災害又は突発的な事故により、応急に必要となる歳入歳出予算の補正をすること。 2 解散、欠員等の事由による選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。 3 会計年度末における地方交付税等の歳入、社会保障関連経費等の歳出等の調整に伴う歳入歳出予算の補正をすること。 4 会計年度末における法律等の制定又は改廃に伴い条例の改正が必要となり、当該法律等の施行に併せて当該条例の改正をしなければ市民生活又は市の事務に支障が生ずる場合において、当該条例の改正をすること。
5	施行期日等	施行期日 平成31年4月1日